

競争入札のお知らせ

制限付き一般競争入札を行いますので、次の通りお知らせいたします。

令和5年5月9日

磐田商工会議所
会頭 鈴木裕司

I. 入札に関する事項

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 入札番号 | 第2号 |
| (2) 工事名称 | 磐田商工会議所会館 建設工事 |
| (3) 工事場所 | 磐田市中泉 281-1 |
| (4) 構造規模 | 図面参照 |
| (5) 工期 | 契約締結日から令和6年2月29日 |
| (6) 資格審査 | 事前審査型とします |
| (7) 予定価格 | 事後公表 |
| (8) 最低制限価格 | 設定なし |
| (9) 方式 | 紙入札「制限付き一般競争入札」 |

II. 公募期間等

令和5年5月9日(火) ～5月12日(金)午後3時迄

(1) 入札参加資格

入札に参加できる事業者は、次に掲げるすべての要件を満たしているものとする。

- 1) 磐田商工会議所の会員(令和4年4月1日現在)であり、市内に主たる営業所を有する者であること。
- 2) 磐田市令和4年度建築工事に資格者格付表で年間平均完成工事高が3億円以上の実績があること。
- 3) 磐田市の入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されている者であること。
- 4) 過去10か年度に建築一式工事の内、鉄骨造の工事を元請として1工事に対して1,000m²以上の施工した実績を有する者であること。
- 5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- 6) 磐田市工事請負契約等入札参加停止等措置要綱(平成23年磐田市告示第55号)に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- 7) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱(平成25年磐田市告示第72号)に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- 8) 工事の施工に対して必要な建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する技術者を配置できる者であること。
- 9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(2) 入札参加申込書の提出

入札に参加を希望する者は、必要書類を令和5年5月9日(火)から5月12日(金)午後3時までに磐田商工会議所に持参又は郵送(必着)で提出すること。参加申込書の様式は、磐田商工会議所ホームページからダウンロードすること。

1) 応募資格確認書類

①入札参加申込書【様式第1号】

②過去10か年度に建築一式工事の内、鉄骨造の延べ床面積1,000m²以上の工事を元請として施工した実績を有する者であることを証明できるもの
(工事請負契約書の写しなど)

(3) 技術者の配置

技術者の配置は、以下のとおりとします。

- 1) 現場代理人は工事現場に常駐で配置できること
- 2) 主任技術者又は監理技術者は、いずれかの資格を有する者を開札日において配置できること
- 3) 主任技術者は、専任で配置できること
- 4) 主任技術者に代えて建設業法による資格を有する監理技術者を専任で配置できること
- 5) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、請負者と3カ月以上の直接的雇用関係があること
- 6) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、兼務することができる

(4) 設計図書

1) 設計図書の配布について

- ① 入札参加申込書とご担当者名刺をご持参・同封の上、会議所へ提出する。
- ② 設計図書を担当者メールアドレスまで送付する。
- ③ 電子メール確認後、会議所まで電話連絡をする。
- ④ ②で得た設計図書は、入札後削除すること。

(5) その他

- ① 申請書の作成および申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 申請書に用いる言語は、日本語とする。
- ③ 入札執行者は、提出された申請書を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限後における申請書の差し替えおよび再提出は認めない。
- ⑤ 提出された申請書は、返却しない。
- ⑥ 提出された申請書は、公表しない。

Ⅲ. 質問回答と現場調査対応

(1) 質問

質問は、質問(回答)書【様式第2号】により行うこと。

提出期限：令和5年5月9日(火)から5月19日(金)午後3時まで

提出方法：様式に記入の上、担当窓口のメールアドレスに電子メールの添付ファイルとして

送付する。また、件名は「磐田商工会議所会館 建設工事 質問書●●」(●●は提出企業名)とすること。電子メール送信後は速やかに担当窓口にて電話連絡をとり、着信の確認をすること。

提出先：磐田商工会議所 入札担当

担当者：山本・小池

TEL：0538-32-2261

E-Mail：iwata@iwata-cci.or.jp

(2) 質問回答

質問回答は、磐田商工会議所ホームページ上で公表する。

質問回答 令和5年5月24日(水)(予定)

(3) 現地調査対応 下記期間により現地調査確認の対応を行うものとする。

① 令和5年5月15日(月)～19日(金)

② 現地調査希望者は現地調査希望日調査票を事前にメールまたは窓口にて事務局へ提出し、日程を調整すること。

IV. 入札

(1) 入札

入札日時：令和5年6月8日(木) 午後1時30分

入札場所：磐田商工会議所 3階

当日持参書類：入札書【様式第3号】・委任状(代理の場合)【様式第4号】

入札回数：2回とする。代理人が入札を行う場合は、委任状【様式第4号】を提出すること。

記載金額：消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載すること。

決定方法：入札書中、最低価格をもって入札した者を落札者候補者とする。また、最低価格の入札書が2通以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。

無効入札：本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及びに虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

入札執行条件：

1) 電子メール、FAX、郵送等による入札は認めない。

2) 入札に参加しようとする者が1人の場合においても、入札を執行する。

不落随契：最低入札価格が予定価格に達しなかった場合、最低入札価格者と交渉の結果、随意契約(不落随意契約)を交わすことがある。

(2) 開札

開札は、入札書提出後直ちに、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(3) 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

1) 入札保証金は、免除する。

2) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。

3) 前払金は、請負金額の30%以内とする。

4) 部分払は、2回までとし、時期は発注者と受注者が協議して決定する。

5) 中間前払金は、ない。

6) 落札、契約した者が、請負金額を変更するときは、原則として発注者と受注者が協議して、その金額を定めるものとする。

(4) 契約書の作成

契約の締結は落札決定日から7日以内とし、契約書を2通作成すること。また、契約書に必要な設計図書に係る費用は、落札者が負担し、収入印紙に関しては双方で負担する。

V. 注意事項

(1) 一般事項

本事業は、県・市からの補助金を充当している。したがって、本工事に着手するにあたっては、本事業の主旨を十分に理解したうえで、法令等を遵守のうえ工事を進めていただき、記録保存等をご協力いただくことを前提とする。

(2) 業務進捗報告

業務進捗報告については、業務着手前にその方法、頻度及び時期に関し、発注者と協議のうえ取りまとめ、その決定事項に従い、都度報告し了解、確認を取ること。

(3) 環境に配慮

本工事は前述の通り公共性が極めて高く、また近接して幹線道路・住宅も多い中心市街地での工事となるため、注目度・認知度が高くなっている。したがって、騒音・振動・悪臭等の発生防止、有害廃棄物の適切な処理等の環境配慮には万全を期するようお願いする。

別図 入札日程

工事公告	令和5年5月9日(火)
↓	
入札参加申込書提出期間	5月9日(火)～5月12日(金)15時
↓	
設計図書配布	5月9日(火)～5月12日(金)15時
↓	
質問(回答)書提出期間	5月9日(火)～5月19日(金)15時
↓	
現場説明	5月15日(月)～5月19日(金)
↓	
質問(回答)書公表	5月24日(水)
↓	
入札	6月 8日(木)13時30分
落札	
↓	
契約条件協議・契約締結	6月12日(月)

建設工事業所の皆様へ

磐田商工会議所 会頭 鈴木裕司

下請負等の会員事業所への優先発注について(お願い)

日頃より当所に対して多大なるご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、各位におかれましては、本発注の工事のみならず、受注した工事を施工する際には、会員事業所のより一層の受注機会の確保のため、下記事項について、特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本発注工事の施工に際し、下請発注する場合は、できる限り会員事業所を活用する。
2. 工事を下請発注する場合は、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うこと等下請契約及び下請代金支払の適正化に努めてください。
3. 施工に必要な工事材料、建設機械等を購入または借入する場合は、できる限り会員事業所を活用するように努めてください。

以上